

石川県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会について

1 分科会の概要

- ・社会福祉法第 11 条第 1 項の規定に基づく義務設置
- ・身体障害者福祉専門分科会に、自立支援医療機関指定審査部会及び身体障害者障害程度審査部会を設置（石川県社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項）
- ・身体障害者福祉法第 15 条指定医師の指定審査、自立支援医療（育成・更生）機関の指定審査、身体障害程度審査を行い、知事に答申する

身体障害者福祉専門分科会・・・身体障害者福祉法第 15 条による医師の指定
（同分科会に設置）
（身体障害者診断書の作成医師）

- 自立支援医療機関指定審査部会・・・自立支援医療機関の指定等
- 身体障害者障害程度審査部会・・・身体障害者障害程度の等級判定

2 開催状況

（1）令和 4 年度実績

- ・年 4 回開催（6 月、9 月、12 月、3 月）

第 1 回（R4. 6. 10）	身体障害者福祉法第 15 条指定医の指定 自立支援医療機関の指定・変更	36 件 38 件
第 2 回（R4. 9. 16）	身体障害者福祉法第 15 条指定医の指定 自立支援医療機関の指定・変更	8 件 32 件
第 3 回（R4. 12. 9）	身体障害者福祉法第 15 条指定医の指定 自立支援医療機関の指定・変更	7 件 17 件
第 4 回（R5. 3. 10）	身体障害者福祉法第 15 条指定医の指定 自立支援医療機関の指定・変更	4 件 19 件

（2）令和 5 年度予定

- ・年 4 回開催（6 月、9 月、12 月、3 月）